

九州大学大学院生物資源環境科学府附属水産実験所学生宿舎利用規程

平成16年度九大規程第26号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和6年9月13日
(令和6年度九大規程第24号)

(趣旨)

第1条 この規程は、生物資源環境科学府附属水産実験所学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 学生宿舎を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の学生又は職員で、生物資源環境科学府附属水産実験所（以下「水産実験所」という。）において実習、研究又は研修を行うもの
- (2) 生物資源環境科学府長が特に認めた者

(利用の手続)

第3条 学生宿舎を利用しようとする者は、所定の期日までに、所定の利用申込書を生物資源環境科学府長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生宿舎の利用を許可したときは、所定の方法により利用許可を通知する。

(利用の許可の取消し)

第4条 生物資源環境科学府長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、若しくは利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことがある。

2 前項の利用の許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、生物資源環境科学府長が定める学生宿舎利用心得を厳守しなければならない。
(損害賠償)

第6条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(使用料等)

第7条 利用者は、使用の末日までに、次の表に定める施設、設備等の使用料及び附帯使用料（以下「使用料等」という。）を財務部経理課に納付しなければならない。ただし、第2条第1号に定める利用者にあつては、附帯使用料のみを納付するものとする。

| 区 分 | 料 金 |
|------------|--|
| 施設、設備等の使用料 | 1人1泊につき320円 |
| 附帯使用料 | 4月～11月1人1泊につき850円 12月～3月1人1泊につき1,200円 (冷暖房期間中は、1人1泊につき60円を加算。) |

2 前項の使用料等は、還付しないものとする。ただし、台風、降雪等の自然災害により、やむをえず使用を中止した場合は、この限りではない。

(事務)

第8条 学生宿舎の利用に関する事務は、農学部総務課庶務係において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第85号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第97号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第147号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第123号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第30号）
この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第148号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第74号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規程第24号）
この規程は、令和6年10月1日から施行する。